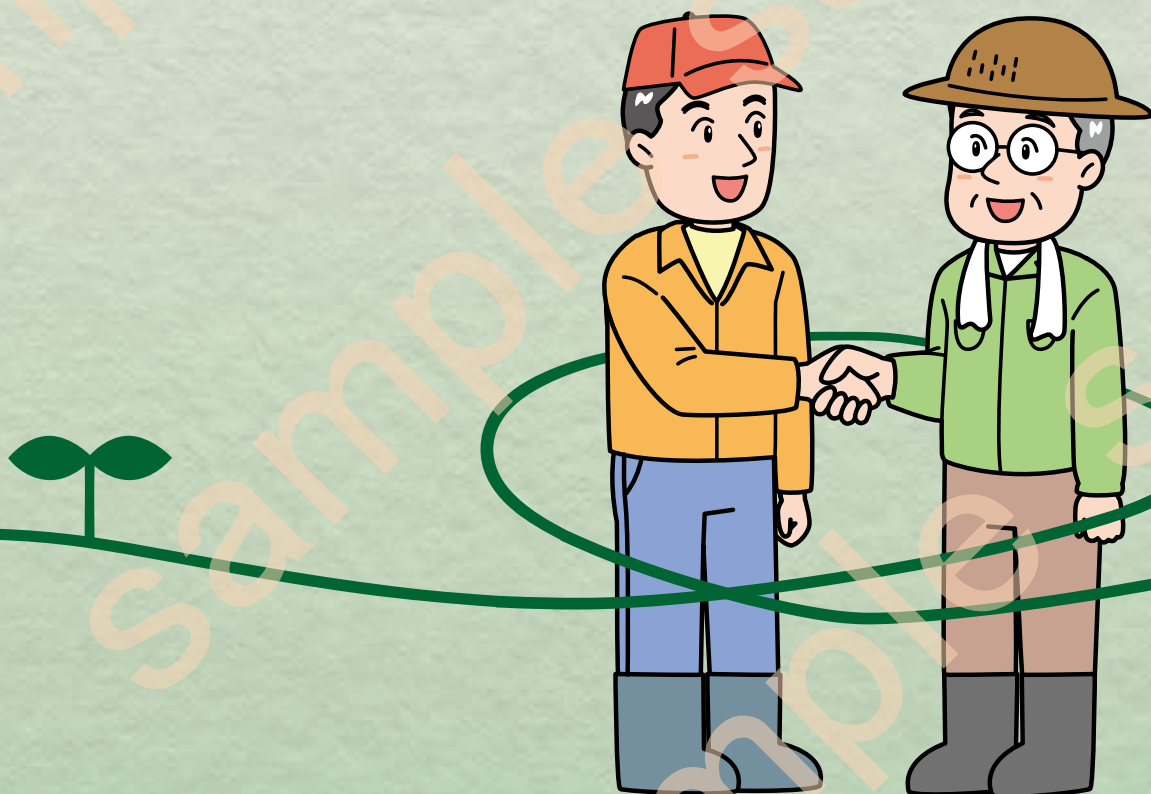


相続税

贈与税

# 農家の経営継承と 納税猶予制度のあらまし

改訂第4版



全国農業委員会ネットワーク機構  
全国農業会議所

## はじめに

財産を承継するには、売買など譲渡によるほかに相続と贈与による場合があります。

相続税は、原則として民法に定める相続または遺贈（遺言によって財産を贈与すること）によって取得した財産を金銭（時価）で評価し、それをもとに課税されます。また、贈与税は、個人が無償譲渡によって、不動産、株式、現金などの財産を取得した場合に課税されます。

農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、事前に相続問題に対策をたてておくことは、「相続時」にあわてないためにも、経営者として大切な心構えです。

農業においては、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地等の「相続税納税猶予制度」と「贈与税納税猶予制度」の特例措置が設けられています。

そうした中で、令和6年1月1日以降、相続時精算課税に係る基礎控除が創設される等の税制改正が行われました。

また、納税猶予制度は、一定の要件のもとで農地を貸し付けても納税猶予が継続されることになるなど、昨今の農業情勢を踏まえた農業施策の法改正とあわせて、様々な改正が行われています。

制度の基本的な仕組みと内容を理解し、相続税および贈与税の納税猶予制度を有効に活用することが、農地の保全と農業経営の発展にもつながります。この書籍が関係者の皆さまのお役に立てば幸いです。

令和6年2月

全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所

相続税 贈与税

# 農家の経営継承と 納税猶予制度のあらまし

改訂第4版

## 目次

### 第1章 相続と相続税のあらまし

1 相続税の概要	3
2 相続人の範囲と順位	4
3 法定相続分	4
4 相続税の課税	5
5 税額の控除および加算	6
6 相続財産の評価	7

### 第2章 贈与と贈与税のあらまし

1 贈与税の納税義務者	9
2 贈与があったとされる時期	9
3 贈与税の計算	10
4 贈与税の控除額	10
5 贈与税の申告	10

### 第3章 相続税納税猶予制度のあらまし

1 相続税納税猶予制度の概要	11
2 特例の適用が受けられる人	12
3 特例の対象となる農地等	13
4 納税猶予の申告と継続の手続き	13
5 納税猶予が打ち切られる場合(期限の確定)	14
6 納税猶予税額の免除	15
7 20年間の農業経営継続に係る 納税猶予の免除手続き	17
〈農地等の相続税納税猶予の計算例〉	18

### 第4章 贈与税納税猶予制度のあらまし

1 贈与税納税猶予制度の概要	19
2 特例の適用が受けられる人	19
3 特例の対象となる農地等	20
4 納税猶予の申告と継続の手続き	20

5 納税猶予が打ち切られる場合(期限の確定)	21
6 納税猶予税額の免除	23
7 贈与税の納税猶予の継続適用の特例	23
8 農地等以外の財産の取扱い	24

### 第5章 納税猶予制度の特例

1 特定貸付け(農地中間管理事業の推進に 関する法律による貸付け)の概要	25
2 営農困難時貸付け(身体障害等による 貸付け)の概要	27
3 都市農地の生産緑地等に係る農地の 相続税の納税猶予	31
4 納税猶予が継続されるその他の特例	34

### 第6章 遊休農地に係る相続税および贈与税 の納税猶予制度の適正な運用

1 遊休農地に関する措置の適正な実施	35
2 耕作の放棄による納税猶予期限の確定 の取扱い	35
3 納税猶予制度の適正化に向けた取り組み	36

### 第7章 農業経営の継続に関する届け出

### 第8章 相続時精算課税制度のあらまし

1 適用対象者・適用対象財産・適用手続き	38
2 税額の計算	38

### 第9章 事業承継税制の創設

1 概要	40
2 対象となる事業用資産	40

# 第1章 相続と相続税のあらまし

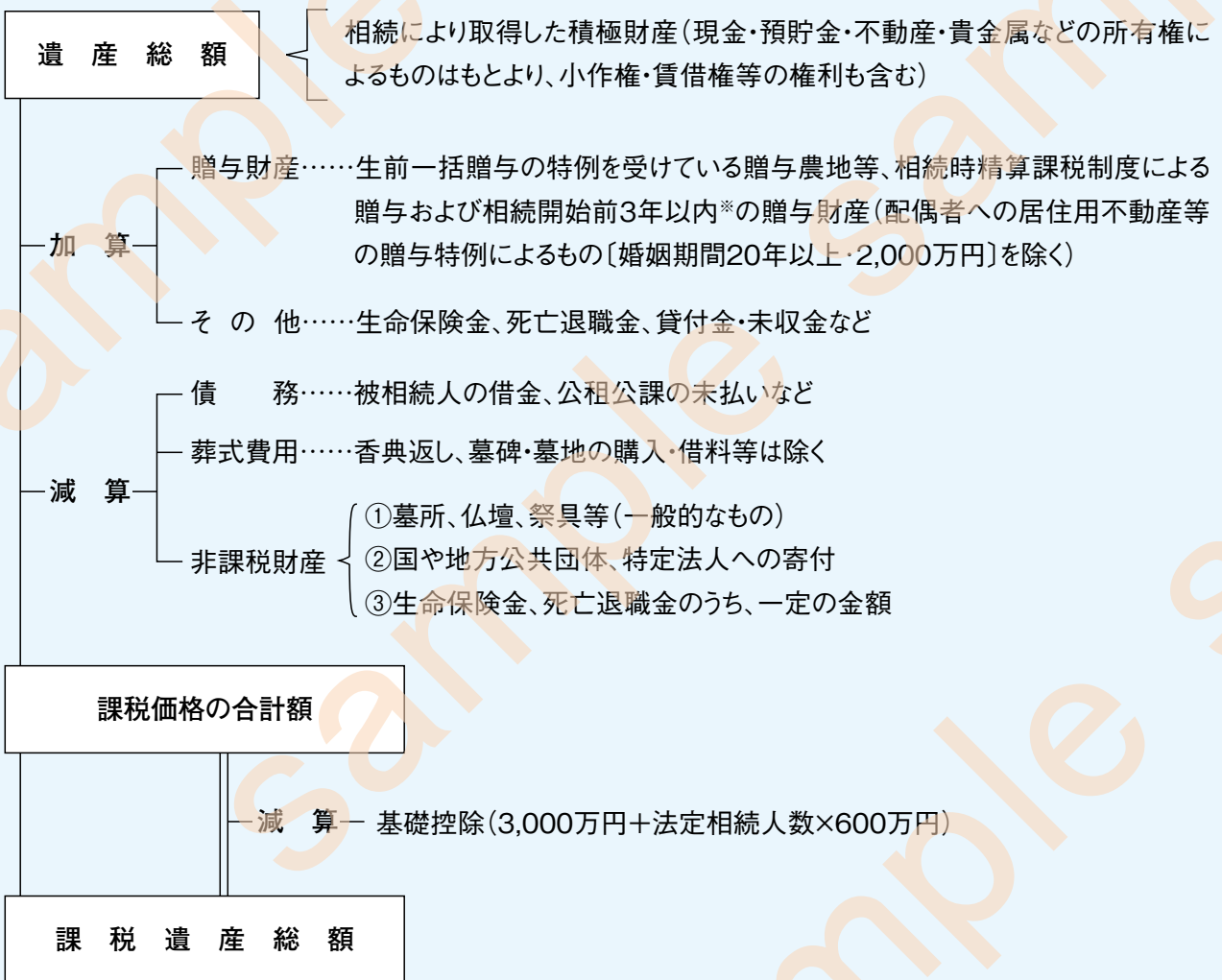
相続とは、ある人が死亡した場合、死亡した人（被相続人）のもっていたすべての財産（負債も含む）を、被相続人の近親者（相続人）が承継することをいいます。

財産を承継した相続人には、相続された財産の時価総額のうち基礎控除額を超える金額について、相続税が課税されます。

## 1 相続税の概要

相続税は、相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税金です。

被相続人（亡くなった方）が、相続発生時点で持っていたすべての財産はもとより、相続開始前3年以内<sup>\*</sup>に贈与した財産（配偶者への居住用不動産等の贈与の特例を除く）、生命保険金および死亡退職金等も相続税の対象となります。



<sup>\*</sup>令和9年以降相続開始の場合は6頁の表を参照。